

仕様書

1 業務名

新美香保体育館整備基本計画策定支援業務

2 業務目的

本市では、将来的に人口減少社会の到来や超高齢社会の進展が見込まれる中、既存スポーツ施設が一斉に更新時期を迎えることに対応しつつ、市民の誰もがスポーツに参画できる持続可能な施設環境の実現を目指し、令和3年5月に「札幌市スポーツ施設配置活用実施方針（以下、「配置活用実施方針」という。）」を策定した。

配置活用実施方針において、スケート場及びカーリング場（以下、「アイスリンク」という。）は、本市のウィンタースポーツを支えるうえで必要不可欠な施設であることから、今後も引き続き機能を維持していくとともに、ウィンタースポーツの振興、ウィンタースポーツの拠点都市への発展に向け、必要な施設環境の整備を進めていくこととしている。

本市のアイスリンクのうち、美香保体育館は、1972年の札幌オリンピック開催に合わせて整備し、これまでアイスホッケーやフィギュアスケートなどの各種競技大会開催や市民への一般開放など、オリンピックのレガシーとして、長く活用されてきたが、2030年頃に更新時期（築60年）を迎えることから、対応を検討する必要がある。

本業務は、美香保体育館の更新に向け、考え方を明らかにするための基本計画策定に係る検討の支援を行うものである。

3 業務内容

本業務は、新美香保体育館整備基本計画策定にあたって必要となる、以下の「**3-1 新美香保体育館整備基本計画策定支援**」に示す検討等を行う。なお、当該検討等については、「※参考：本市検討事項(1)～(4)」の検討結果を踏まえ、実施することとし、内容に不足のある場合は、必要に応じて追加調査・検討を行う。なお、「※参考：本市検討事項(1)～(4)」については、契約締結後、速やかに本市が委託者へ提供する。

※参考：本市検討事項

(1) 前提条件等の整理

- ・関連計画の内容の整理（他施設との集約、施設更新と併せた機能向上など）
- ・本市の氷上スポーツに関する現状・課題整理（競技人口、競技環境など）

(2) 現美香保体育館の現状・課題整理

現美香保体育館の基礎情報（関係競技団体及び施設利用者の意向把握を含む。）につい

て調査、分析のうえ、現状と課題を整理する。

【現在の専用利用種目】

フィギュアスケート、ショートトラック、カーリング

(3) 基本方針の整理

以下の項目について、調査・検討・整理のうえ、新美香保体育館の目的、位置付けを明確にし、基本方針を整理する。

- ・ 想定される競技種目、競技以外で想定される使用事例
- ・ 想定される競技大会等の種類・規模
- ・ 必要となる機能
- ・ 要求される立地条件（交通機関、周辺環境等）
- ・ 周辺のスポーツ施設との集約・複合化

(4) 敷地の抽出

上記の検討を基に、必要な敷地規模について検討を行い、基本計画の対象とする敷地を抽出する。なお、敷地の抽出にあたっては、現体育館敷地のほか、他のスポーツ施設等の敷地も含めて検討を行う。

3-1 新美香保体育館整備基本計画策定支援

美香保体育館の更新に向けた基本計画策定に係る検討の支援を行う。なお、本業務の実施に当たっては、2030年の冬季オリンピック・パラリンピック開催時の活用も含めて検討することとする。

(1) 新美香保体育館整備に係る施設計画

以下の項目について、概略的な検討・整理を行う。

- ・ 前提条件の整理（周辺の状況、法令上の制約等の整理）
- ・ 敷地への動線計画（人、車、公共交通機関等）
- ・ 敷地の利用計画（施設配置、駐車場、駐輪場、荷捌き場、敷地内動線、外構等）
- ・ 駐車場計画（普通車、大型車等の駐車台数）
- ・ 想定される競技種目ごとの公式規定における要求寸法、面積、天井高さ等
- ・ 必要諸室（メイン・サブアリーナ、各競技室、サービス諸室、管理諸室等）及び必要面積
- ・ 必要観客席数（固定席、可動席、仮設席等）
- ・ 施設規模（面積・階数・高さ等）
- ・ 施設内の動線計画・用途のゾーニング

- ・平面計画、断面計画

施設計画にあたっては、以下の項目についても考慮し、検討すること。

- ・環境影響評価（日影、景観、道路交通等）
- ・省エネ・低炭素化
- ・長寿命化
- ・防災計画
- ・ユニバーサルデザイン等への配慮
- ・メタバース等を想定した情報通信技術の導入

(2) 事業方式・事業スキームの検討

新美香保体育館の整備・運営等について、最適な事業方式の採用に向け、PPP/PFI 手法の導入可能性を調査・検討し、必要となる情報や資料の収集・分析を行うとともに、委託者の検討に対する助言や補助を行う。

ア 導入可能な事業方式案の抽出

調査・検討に必要な事業概要、関係法制度等を整理した上で、導入可能な事業方式を抽出する。

イ 事業スキームの検討

以下の検討事項を踏まえ、本事業に最適な事業スキームを検討する。

- (ア) 事業方式
- (イ) 事業形態
- (ウ) 事業期間
- (エ) 業務範囲
- (オ) リスク分担
- (カ) 法規制上の課題
- (キ) その他必要な項目

ウ 市場調査

ア、イの検討結果を基に、比較検討事業方式ごとの事業概要案を作成するとともに、類似する PPP/PFI 事業の取組実績がある企業等を対象に、アンケート調査により参加意向を把握する。（20 社程度を想定）

エ 評価

- (ア) 定性評価

事業スキームごとに課題や留意事項、メリット・デメリット等を整理し、各事業スキームについて定性的側面から評価する。

(イ) 定量評価

事業スキームごとにVFMを算出し、各事業スキームについて定量的側面から評価する。

(ウ) 総合評価

(ア)、(イ)の結果に基づき、比較検討事業スキームごとの適用可能性を総合的に評価・比較する。

オ 今後の検討課題等の整理

ア～エの検討結果に基づき、最も有力と考えられる事業スキームについて、今後検討すべき課題等を整理する。

(ア) 今後必要となる検討事項の洗い出し

事業者選定、開設準備等の運營業務開始までに必要な業務や、検討事項を洗い出す。

(イ) 課題等の整理

今後想定される課題について抽出し、その対応策の検討を行う。

(ウ) スケジュール（案）の作成

(ア)、(イ)を踏まえ、本事業を進めていく上でのスケジュール（案）を作成する。スケジュールは本業務完了後から運營業務開始までの年度別スケジュールと、公募型プロポーザル方式、総合評価一般競争入札方式各々により事業者選定を行う場合の月別詳細スケジュール等とする。

(3) パース（イメージ図）作成

上記の整理内容に基づき、パース（イメージ図）を3枚程度作成する。

(4) 報告書作成

報告書には、上記のほか、検討の過程で整理した資料も含むものとする。

4 業務期間

業務着手の日から、令和5年3月31日までとする。

なお、令和5年1月末までに基本計画の素案をとりまとめる必要があるため、これに留意して業務を実施すること。

5 提出書類

(1) 着手時

契約締結後速やかに業務実施のため担当職員との打合せを行うこと。その際に、受託者は業務計画書を委託者に提示し、了承を得ること。業務計画書については、業務概要、業務日程表、打合せ計画、その他必要事項等について記載することとする。

(2) 完了時

ア 業務完了届

イ 成果品

(ア) 報告書 2部

(イ) 議事録

(ウ) 電子データ一式 (PDF 形式並びに Word 形式 (文章) 及び Excel 形式 (表、グラフ、図等))

(エ) その他必要に応じて指示するもの

※図面作成に当たり cad を用いる場合は、できる限り jw-cad を使用すること。cad 図面データについては、jww 形式 (jw-cad 使用) または dxf 形式 (左記以外使用) に変換したもののいずれかを提出すること。

6 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施等、環境に配慮した運転を心がけること。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 特記事項

(1) 受託者は、委託者と密接な連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、委託者の確認を得ること。また、進捗状況に関する委託者の指示を遵守すること。

(2) 履行期間完了前においても、委託者からの指示があった場合、必要な資料等を提出すること。

(3) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項や、委託者より提供された資料・データ等について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。な

お、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

- (4) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (5) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るように努力すること。
- (6) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (7) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。
- (8) 原則として、本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。本業務で再委託を行う必要がある場合は、再委託を行う理由及び再委託の範囲を明確にし、事前に委託者と協議の上、書面により委託者に申請すること。
- (9) 本業務の成果物に関する権利は全て本市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (10) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (11) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）に基づき、適切に取扱うこと。
- (12) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。

8 関連計画等

- (1) 札幌市スポーツ施設配置活用実施方針
<https://www.city.sapporo.jp/sports/haichi-katsuyo/index.html>
- (2) 札幌市スポーツ推進計画（改定版）
<https://www.city.sapporo.jp/sports/vision/visionkai.html>
- (3) 札幌市市有建築物の配置基本方針
https://www.city.sapporo.jp/chosei/shiyuu_kenchiku/houshin.html
- (4) 札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針
<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/sougoukannrikeikaku.html>

9 所管課

札幌市スポーツ局スポーツ部施設計画担当課

電話：011-211-3045